

健感発0802第1号
平成24年8月2日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



不活化ポリオワクチンに係る予防接種者数の把握について（依頼）

急性灰白髄炎の定期の予防接種については、「予防接種実施規則の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第110号）が公布され、本年9月1日から不活化ポリオワクチンを用いることとしたところです。また、本年11月1日からは沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを定期の予防接種に用いるワクチンに追加する予定です。これらのワクチン接種後の副反応に対する適切な安全対策を講じるため、副反応の発生数とともに接種者数を把握することが重要であることから、本年9月より、下記のとおり、急性灰白髄炎の定期の予防接種者数を把握することとします。

つきましては、その円滑な実施について、御協力をお願いするとともに、貴管内市町村及び医療機関等に周知をお願いします。

また、本件については、別添写しのとおり、（社）日本医師会感染症危機管理対策室長あて協力を依頼しています。

なお、「日本脳炎に係る定期の予防接種者数の把握について（依頼）」（平成21年6月2日健感発第0602001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）は本年8月31日をもって廃止いたしますので、本年9月1日以降は日本脳炎の予防接種者数を報告する必要はありません。

記

- 1 市町村は、あらかじめ別紙様式1「ポリオ定期予防接種者数報告書（医療機関用）」を管内の医療機関に配布し、医師が急性灰白髄炎の定期の予防接種を行った場合に、毎月初日から末日までの分をとりまとめ、翌月10日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、その翌平日とする。）までに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市町村長へ報告するよう協力を求めること。
- 2 市町村は、毎月17日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、その翌平日とする。）までに、別紙様式2「ポリオ定期予防接種者数報告書（市町村用）」により管内の医療機関分をとりまとめ、都道府県に報告すること。
- 3 都道府県は、毎月24日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、その翌平日とする。）までに、別紙様式3「ポリオ定期予防接種者数報告書（都道府県用）」により管内の市町村分をとりまとめ、厚生労働省健康局結核感染症課に報告すること。

【別紙様式 1】 ポリオ定期予防接種者数報告書（医療機関用）

医療機関名：	
報告期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
ワクチンの種類	接種者数（延べ人数）
（単独の）不活化ポリオワクチン	人
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合 ワクチン ^(※)	人

(※) 平成 24 年 11 月 1 日から導入予定

【別紙様式2】 ポリオ定期予防接種者数報告書（市町村用）

市町村名：	報告医療機関数：
報告期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
ワクチンの種類	接種者数（延べ人数）
（単独の）不活化ポリオワクチン	人
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合 ワクチン ^(※)	人

(※) 平成 24 年 11 月 1 日から導入予定

【別紙様式3】 ポリオ定期予防接種者数報告書（都道府県用）

都道府県名：	報告市町村数：
	報告医療機関数：
報告期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
ワクチンの種類	接種者数（延べ人数）
（単独の）不活化ポリオワクチン	人
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合 ワクチン ^(※)	人

(※) 平成 24 年 11 月 1 日から導入予定